



第5期逗子市障がい福祉計画・  
第1期逗子市障がい児福祉計画

平成30年3月

逗子市



## 目次

第1章 第5期障がい福祉計画等策定の考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の理念（基本的な考え方）	2
第2章 障がいのある人の状況等	3
1 人口の推移と推計	3
2 障がいのある人の数	4
第3章 地域移行等の目標と指定障害福祉サービス・障害児通所支援 見込み量一覧	10
1 成果目標（数値目標）～地域移行等を目指して	10
2 指定障害福祉サービス・障害児通所支援の見込み量	14
第4章 計画内容	15
1 相談支援体制の充実	15
2 共生社会の基盤づくり	16
3 障がいのある子どもの支援体制の充実【第1期障がい児福祉計画】	19
4 社会参加の促進	22
5 障害福祉サービス等の充実	25
(1) 指定障害福祉サービスの充実【第5期障がい福祉計画】	25
(2) 障害児通所支援の充実【第1期障がい児福祉計画】	30
(3) 地域生活支援事業等の充実【第5期障がい福祉計画】	33
第5章 計画の推進	38
1 計画の推進	38
2 計画の進行管理	38
〔付属資料〕	40

### ※1 「障害」・「障がい」の表記について

逗子市では、ノーマライゼーションの理念としての「こころのバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています（例：「障がいのある人」など）。

ただし、国の法令に基づく制度などは、従来そのままとします（例：「身体障害者手帳」など）。

### ※2 「障がい」の範囲について

本計画における「障がいのある人」及び「障がいのある子ども」とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいの3障がいに加え、障害者総合支援法で定める難病等のある人及び子どもを含めています。

\*難病…原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくなく、経過が慢性にわたる疾病のことで、障害者総合支援法では、平成29年4月から358疾病の「難病等」を定めています（平成30年4月からは359疾病に増える予定）。

### ※3 「\*」の表記について

初出の箇所では文字の右上に「\*」の付いた単語については、本計画の巻末に用語解説があります。



# 第 1 章 第 5 期障がい福祉計画等策定の考え方

## 1 計画策定の趣旨

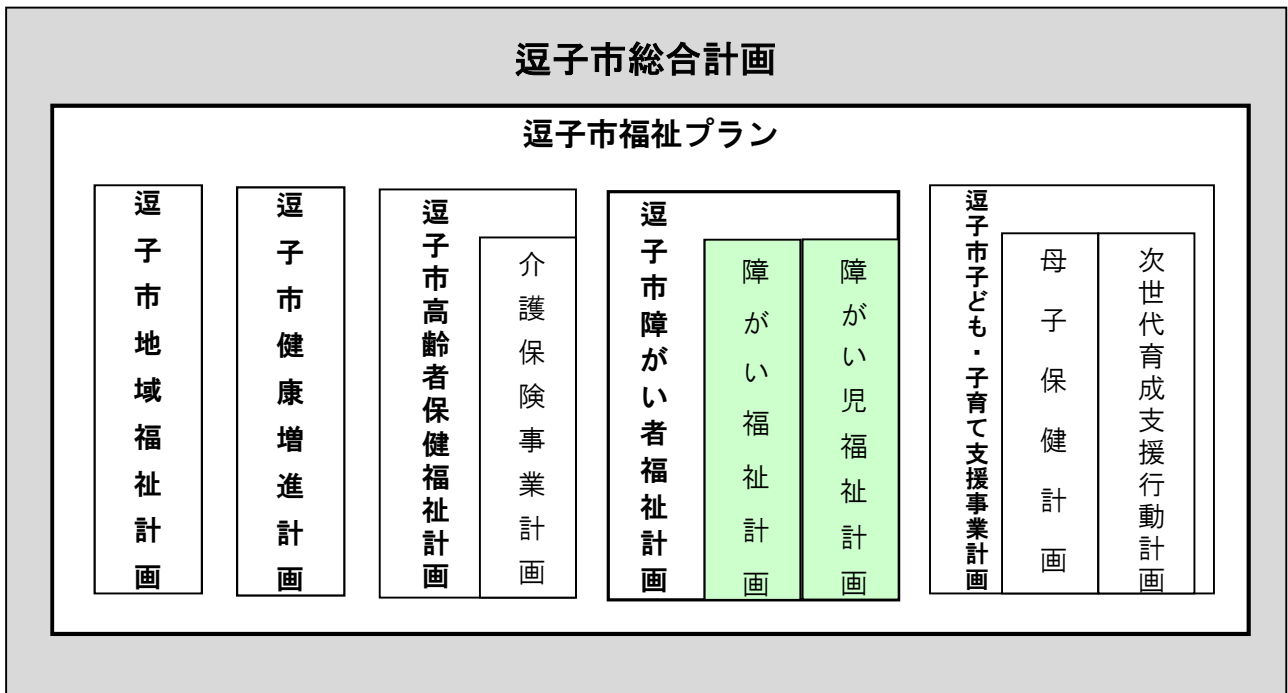
本市では、障害者総合支援法\*に基づく「障がい福祉計画」を策定し、本市における障害福祉サービス等の提供を計画的に進めています。「第 4 期逗子市障がい福祉計画」は平成 29(2017)年度までの計画期間であったため、今回、平成 30(2018)年度から同 32(2020)年度までの成果（数値）目標・見込み量等を定める「第 5 期逗子市障がい福祉計画」に、改正児童福祉法で新たに義務づけられた「第 1 期逗子市障がい児福祉計画」を含める形で策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法 第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法 第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」に当たります。

また、現在、計画期間中である障害者基本法\*第 11 条に基づく「第 3 期逗子市障がい者福祉計画」と一体的に推進していきます。

### ■計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までの 3 か年とします。

平成(年度)	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
逗子市障がい者福祉計画	第2期						第3期 (平成27～32年度)					
逗子市障がい福祉計画	第2期			第3期			第4期【前計画】 (平成27～29年度)			第5期【本計画】 (平成30～32年度)		
逗子市障がい児福祉計画										第1期【本計画】 (平成30～32年度)		
逗子市福祉プラン							平成27～34年度					
逗子市総合計画(実施計画)							前期(平成27～34年度)					

### 4 計画の理念（基本的な考え方）

本計画を含む『逗子市障がい者福祉計画』全体の基本理念、基本方針と基本的視点は以下のようになっています。

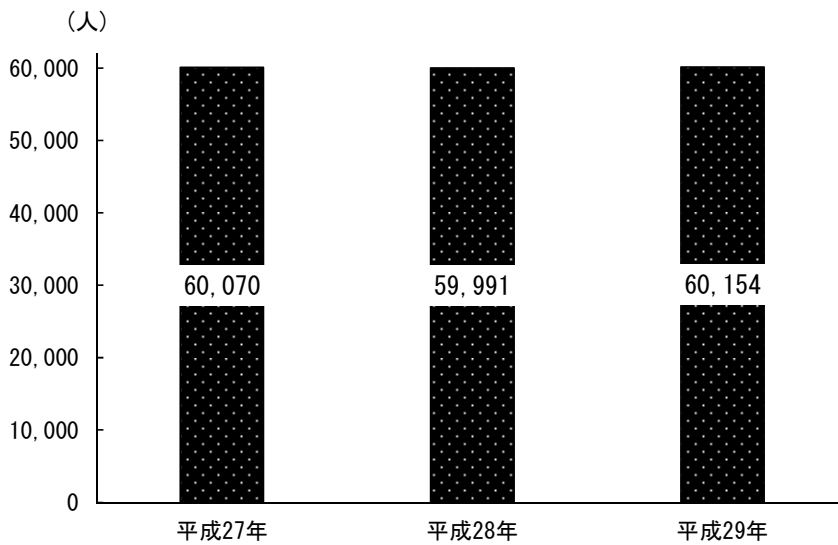
基本理念	ノーマライゼーション* … 地域で自分らしく生きるために リハビリテーション … 安心して納得できる生き方を求めて
基本方針	障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち
基本的視点	①自己決定の尊重と意思決定の支援 ②障がい特性等に配慮した支援 ③当事者本位の総合的な支援 ④アクセシビリティ*の向上

## 第2章 障がいのある人の状況等

### 1 人口の推移と推計

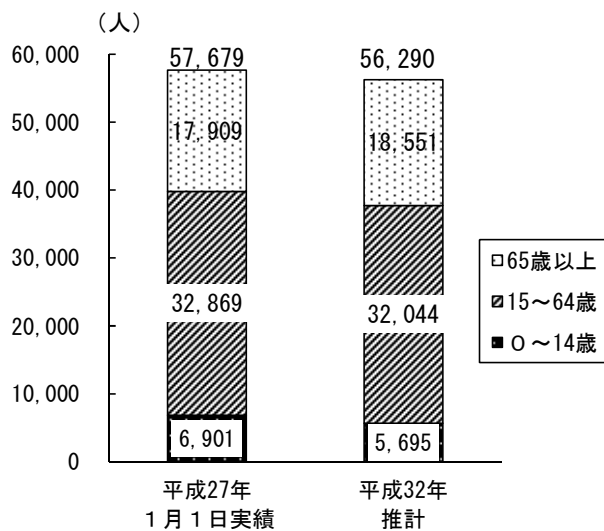
本市の総人口は、近年は 60,000 人前後で推移しており、大きな変化はありません。

#### ■人口の推移（各1月1日）



資料：住民基本台帳

#### ■年齢区別の逗子市の人口の現状と推計



資料：「統計ずし平成27(2015)年版」

・「推計」は、逗子市「人口推計結果報告書」（平成24年3月）による。

## 2 障がいのある人の数

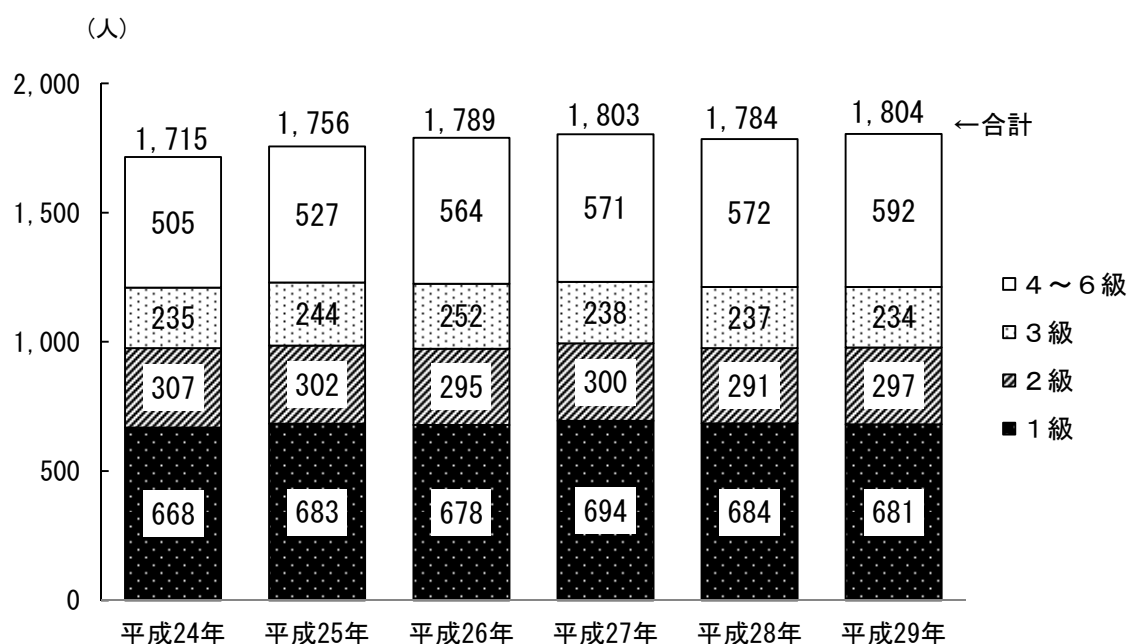
### (1) 身体障がいのある人の数

身体障害者手帳所持者数は、前計画策定時（平成 27〔2015〕年 3 月末）には 1,803 人でしたが、平成 29(2017)年 3 月末現在は 1,804 人で、ほぼ横ばいの値となっています。また、そのうち 65 歳以上の高齢者が 1,399 人と 4 分の 3 強を占めています。

平成 29(2017)年 3 月末現在の内訳をみると、障がい別では、肢体不自由が 872 人と半数近くを占め、次いで内部障がい\*が 636 人で、多くなっています。等級別では、1 級が 681 人、2 級が 297 人で、重度の人が半数以上に上っています。

高齢者人口の増加などに伴い、身体障害者手帳を所持する人は、今後も微増していくことが見込まれます。

#### ■身体障害者手帳所持者数の推移（各 3 月末）



#### ■身体障害者手帳所持者数（年齢階層・障がい別、平成 29 年 3 月末現在） (人)

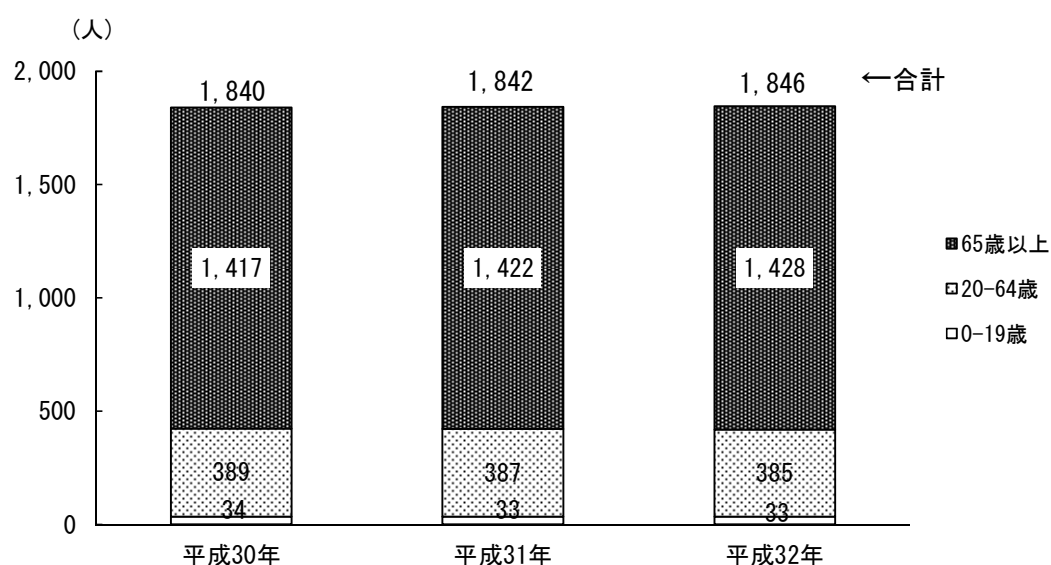
	視覚障がい	聴覚平衡障がい	音声障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
0～19 歳	0	9	0	16	6	31
20～64 歳	26	33	3	203	109	374
65 歳以上	89	125	11	653	521	1,399
合計	115	167	14	872	636	1,804



■身体障害者手帳所持者数（手帳等級・障がい別、平成29年3月末現在） (人)

	視覚障がい	聴覚平衡障がい	音声障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
1級	34	5	0	175	467	681
2級	46	44	1	203	3	297
3級	5	7	9	176	37	234
4～6級	30	111	4	318	129	592
合 計	115	167	14	872	636	1,804

■身体障害者手帳所持者数の推計（年齢階層別）



※前計画で平成21(2009)～26(2014)年における身体障害者手帳所持者数（年齢3区分別）の推移の傾き（変化率）を基に同27(2015)～32(2020)年の推移を導き、それに各年の推計人口（同じ年齢区分）の推移（対前年比）を掛けあわせて算出した数値について、27(2015)～29(2017)年の実績値との比較検証作業を行い、微修正を加えて推計しています。

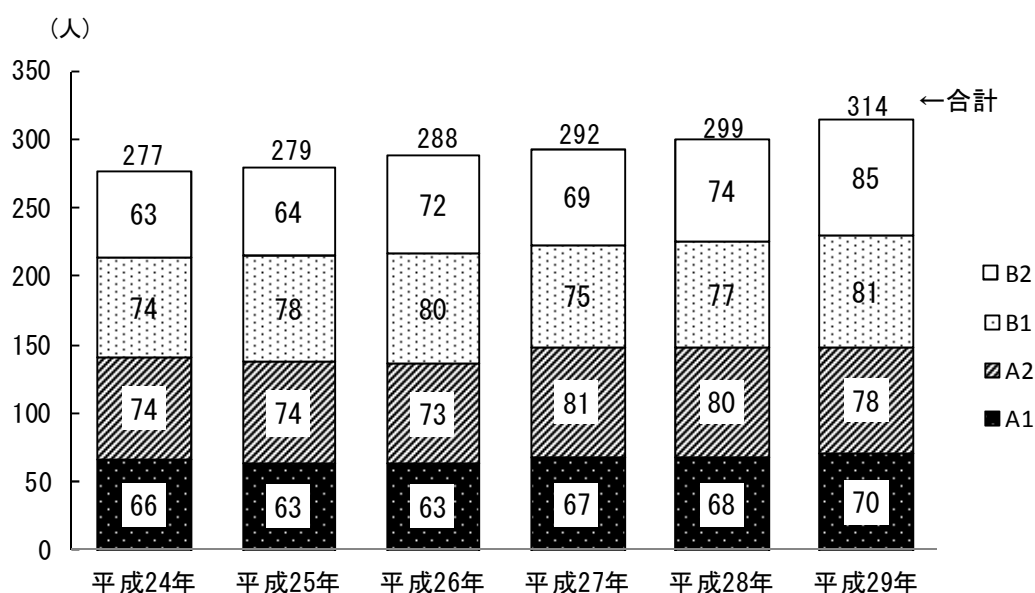
## (2) 知的障がいのある人の数

療育\*手帳所持者数は、前計画策定時（平成 27〔2015〕年 3 月末）には 292 人でしたが、平成 29(2017)年 3 月末現在は 314 人で、増えています。

平成 29(2017)年 3 月末現在の内訳をみると、年齢別では、20～64 歳が 200 人、0～19 歳が 97 人と多くなっています。手帳判定別では、軽度 85 人、中度 81 人、重度 78 人、最重度 70 人の順となっています。同 24(2012)年と比べると、中・軽度の人の比率が高くなっています。

児童福祉法の改正、障がい児支援施策の充実などを背景に、療育手帳を所持する人は、今後とも増加していくことが見込まれます。

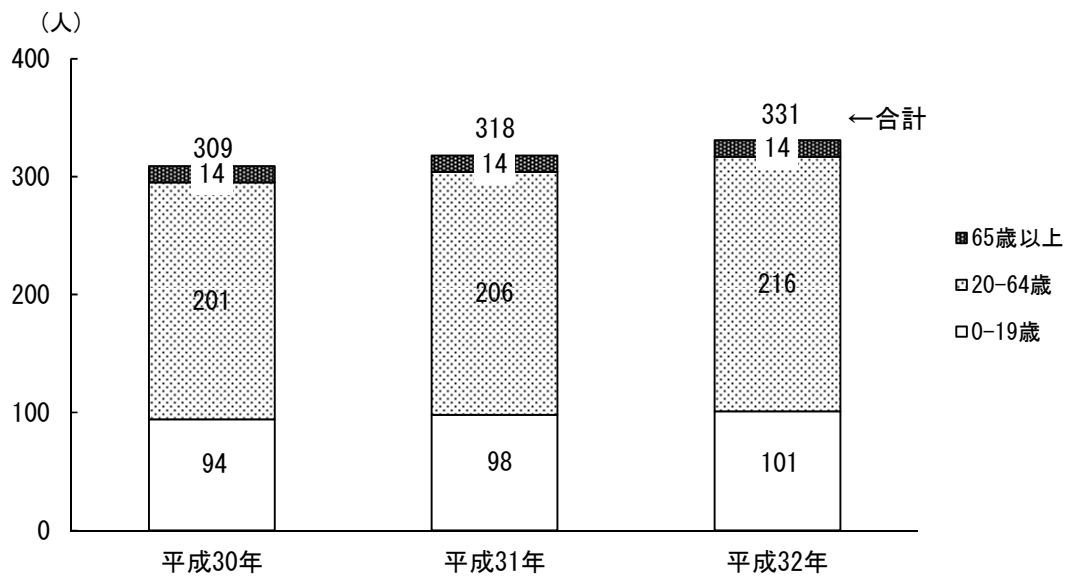
### ■療育手帳所持者数の推移（各 3 月末）



### ■療育手帳所持者数（年齢階層・手帳判定別、平成 29 年 3 月末現在） (人)

	最重度	重度	中度	軽度	合計
0～19 歳	24	22	16	35	97
20～64 歳	44	48	59	49	200
65 歳以上	2	8	6	1	17
合計	70	78	81	85	314

■療育手帳所持者数の推計（年齢階層別）



※前計画で平成 21 (2009)～26 (2014) 年における療育手帳所持者数（年齢 3 区分別）の推移の傾き（変化率）を基に同 27 (2015)～32 (2020) 年の推移を導き、それに各年の推計人口（同じ年齢区分）の推移（対前年比）を掛けあわせて算出した数値について、27 (2015)～29 (2017) 年の実績値との比較検証作業を行い、微修正を加えて推計しています。

### (3) 精神障がいのある人の数

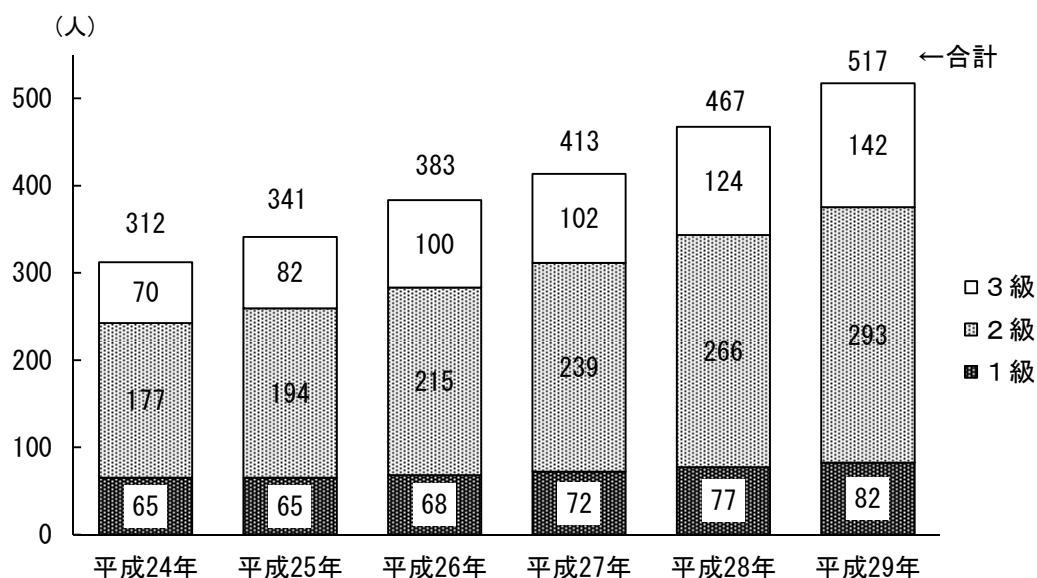
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、前計画策定時（平成 27〔2015〕年 3 月末）には 413 人でしたが、平成 29(2017)年 3 月末現在は 517 人で、100 人以上、大きく増えています。

平成 29(2017)年 3 月末現在の内訳をみると、年齢別では 20～64 歳が 425 人と 8 割以上を占めて多くなっています。手帳等級別では、2 級 293 人、3 級 142 人、1 級 82 人の順となっています。

また、「自立支援医療（精神通院）」制度の利用者は、平成 27(2015)年 717 人、同 29(2017)年 748 人と、手帳所持者を大きく上回る数となっています。

このような中で、精神障害者保健福祉手帳を所持する人の数は、本計画の計画期間も含め今後とも増加していくことが見込まれます。

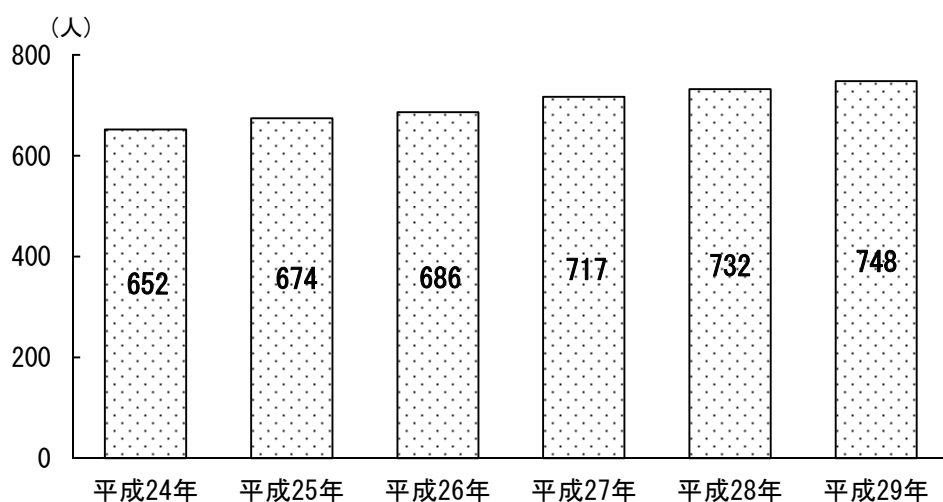
#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各 3 月末）



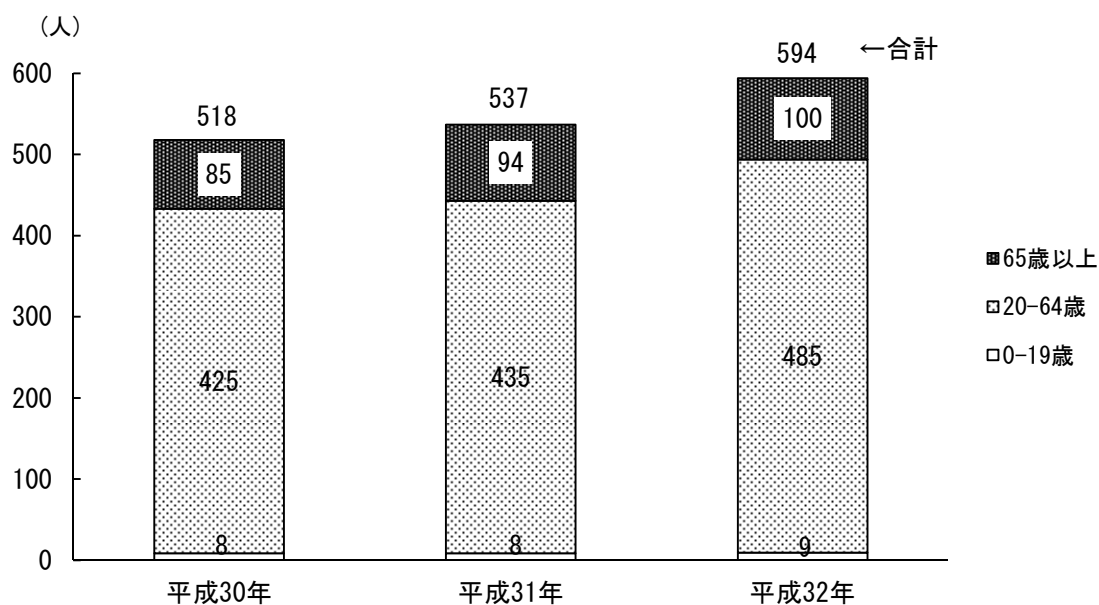
#### ■精神障害者保健福祉手帳（年齢階層・手帳等級別、平成 29 年 3 月末現在）（人）

	1 級	2 級	3 級	合計
0～19 歳	2	1	4	7
20～64 歳	56	245	124	425
65 歳以上	24	47	14	85
合計	82	293	142	517

■ 自立支援医療（精神通院）制度利用者数の推移（各3月末）



■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計（年齢階層別）



※前計画で平成21(2009)～26(2014)年における精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢3区分別)の推移の傾き(変化率)を基に同27(2015)～32(2020)年の推移を導き、それに各年の推計人口(同じ年齢区分)の推移(対前年比)を掛けあわせて算出した数値について、27(2015)～29(2017)年の実績値との比較検証作業を行い、微修正を加えて推計しています。

## 第3章 地域移行等の目標と指定障害福祉サービス・ 障害児通所支援見込み量一覧

一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心して健やかな生活を継続していくことができるよう、障害福祉サービス、障害児通所支援や地域生活支援事業\*等の充実と有効なサービスの提供を図ります。また、障がいのある人の高齢化・重度化が進む中、介助・支援を行う家族への支援も充実したものとなるよう努めます。

### 1 成果目標（数値目標）～地域移行\*等を目指して

国の指針及び県の留意点を踏まえ、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援、障がい児支援の充実等を計画的に進めるため、主として平成32(2020)年度を目標年度に、「成果目標（数値目標）」を次のとおり設定します。

#### ■「成果目標」に関する国・県の考え方

##### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国〉施設入所者の高齢化、重度化を踏まえ、平成28(2016)年度末時点における施設入所者の9%以上を、同32(2020)年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32(2020)年度末時点における施設入所者を、同28(2016)年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

〈県〉地域生活移行の目標値は県としては国よりも多い数値を目指す。施設入所者削減の目標については国指針のそのままの適用は著しく困難な実情であり、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。ただし、平成32(2020)年度末の見込みを現状もしくは同28(2016)年度末時点の人数よりも増やすことについては慎重な取り扱いが求められる。

##### ②精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

〈国〉精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、「長期入院」への対応を進めること等を念頭に、成果目標を次のとおり設定する。

- ・平成32(2020)年度末までに、全ての障害保健福祉圏域に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。（なお、都道府県ごとにも設置するのが望ましい。）
- ・平成32(2020)年度末までに、全ての市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする（複数市町村による共同設置でも可）。

〈県〉各市町村が「成果目標」として計画に、「協議の場」の設置について記載する。また、市町村の精神障害に関する保健・医療・福祉関係者による協議の場については、「市町村協議会」の活用が想定される。

##### ③地域生活支援拠点等の整備

〈国〉市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成32(2020)年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備することを基本とする。

〈県〉各市町村の個別の状況に応じ、市町村単独、社会資源が少ない市町村においては、市町村間の連携をして地域生活支援拠点等の整備を「成果目標」として設定する。

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

- 〈国〉・平成 32(2020)年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、同 28(2016)年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。
- ・平成 32(2020)年度末における就労移行支援事業利用者数を、同 28(2016)年度末実績から 2 割以上増加させることを目指す。
  - ・就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32(2020)年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
  - ・各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を、80%以上とすることを基本とする。
- 〈県〉国の目標を基本としつつ、地域の諸状況を総合的に勘案し、実情を踏まえて設定する。なお、「就労移行支援事業所ごとの就労移行率」の目標に関しては、事業所単位で目標を設定することから、市町村の就労移行支援事業所に他市町村からの利用者も含めて考える。

#### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- 〈国〉・平成 32(2020)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置すること（圏域での設置でも可）を基本とする。
- ・平成 32(2020)年度末までに、全ての市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
  - ・平成 32(2020)年度末までに、主に重症心身障害\*児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも 1 か所以上確保すること（圏域での確保でも可）を基本とする。
  - ・医療的ケア児\*が適切な支援を受けられるよう、平成 30(2018)年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村で保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。
- （市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置でも可。）
- 〈県〉国の指針どおりの「成果目標」を設定する。なお、児童発達支援センター、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の整備については、市町村単位での整備が困難な場合もあることから、市町村間の連携を含め地域実情に合わせた目標を設定する。また、市町村の医療的ケア児支援のための関係機関協議の場については、市町村協議会と連携をとったうえでの協議会の活用も想定される。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

○地域の実情を踏まえ平成 28(2016)年度末時点の施設入所者の 9%以上が地域生活に移行するとともに、平成 32(2020)年度末時点の入所者数が同 28(2016)年度末時点から 2%以上減少することを目標とします。

	項目	数値	備考
施設入所者数	①平成 28(2016)年度末【実績】	25 人	市外 22 施設
	②平成 32(2020)年度末【目標】	<b>24 人</b>	
増減見込み	③新たな入所者【見込み】	2 人	
	④地域生活への移行者【目標】	<b>3 人</b>	
移行割合	④/①×100【目標】	12%	
削減割合	(①-②)/①×100【目標】	4%	

## (2) 精神障害にも対応した「地域包括ケア\*システム」の構築

- 平成 32(2020)年度末までに、県及び近隣市町と連携しながら、横須賀・三浦障害保健福祉圏域で「協議の場」を設置することを目標とします。
- 県にも場の設置を求め、県の「協議の場」と圏域の「協議の場」との連携を図っていきます。

項目	数値	備考
【目標値】保健・医療・福祉関係者による協議の場（協議会等）の数	1か所	横須賀・三浦障害保健福祉圏域での設置に向けて協議を進めます。

## (3) 地域生活支援拠点機能の整備

- 障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、地域生活支援拠点に集約される機能を、地域の中の複数の機関が連携して担う“面的”な体制として横須賀・三浦障害保健福祉圏域で整備していけるよう、継続して県及び近隣市町と連携しながら圏域の自立支援協議会等での協議を進めます。

項目	数値	備考
【目標値】拠点数	面的な整備を行います。	地域（圏域）のネットワーク*で、重度心身障がい児・準重度心身障がい児等にも対応できる障がい者地域生活支援拠点整備に向けて協議を進めます。

- 【補足】国が定める地域生活支援拠点等としては地域（圏域）で整備していきますが、本市においても、独自に地域の新たな課題に即した支援体制の整備の推進と充実を図ります。

## (4) 一般就労への移行者数

- 平成 32(2020)年度中の福祉施設利用者のうち一般就労への移行者が、同 28(2016)年度実績の 1.5 倍以上になることを目標とします。

項目	数値	備考
①平成 28(2016)年度の一般就労移行者 【実績】	9人	就労移行支援事業を通じた移行者数は4人。
②平成 32(2020)年度の一般就労移行者 【目標】	14人	平成 28(2016)年度末時点の就労移行支援利用者数は11人。
②/①	1.56倍	



## (5) 就労移行支援事業利用者・事業者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率、職場定着率

- 平成 32(2020)年度末の就労移行支援事業の利用者の人数を、同 28(2016)年度末の利用者数(11人)の1.36倍の15人と設定します。
- 平成 32(2020)年度末までの就労移行支援事業所の本市内における開設を、1か所見込みます。
- 当該市内の就労移行支援事業所における就労移行率が30%以上になることを目標とします。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を、80%以上とすることを目標とします。

項目	数値	備考
①平成 28(2016)年度末の就労移行支援事業利用者数 【実績】	11人	
②平成 32(2020)年度末の就労移行支援事業利用者数 【目標】	15人	
②/①	1.36倍	
①平成 28(2016)年度末の市内就労移行支援事業者数 【実績】	0	
②平成 32(2020)年度末の市内就労移行支援事業者数 【目標】	1 <sup>☆</sup>	
平成 29(2017)年度の就労移行率30%以上の事業所割合 【実績】	—	市内の就労移行支援事業所の実績に基づく。
平成 32(2020)年度末の就労移行率30%以上の事業所割合 【目標】	100%	
【目標】各年度就労定着支援による支援開始 1年後の職場定着率	80% <sup>☆</sup>	

☆本計画策定時点で市内に就労移行支援事業所はありませんが、国による「障害福祉計画の作成に係るQ&A」等に基づき、計画期間中の開設を見込み、目標を設定しています。

## (6) 障がい児支援(医療的ケア児)の提供体制の整備等

- 本市の規模・実情に合わせた重層的な地域支援の拠点として、重症心身障がい児及び医療的ケア児も利用できるこども発達支援センターを開設しています。

項目	数値	備考
【目標値】「児童発達支援センター」 設置数	0か所	本市のこども発達支援センターは、国が定める基準は満たしていませんが、市の規模に応じて求められる機能を備え、その役割を果たす拠点となっています。

## 2 指定障害福祉サービス・障害児通所支援の見込み量

サービスごとの見込量については、現に利用している人の数、今後のニーズ\*量の変化、入所等から地域生活に移行する人のうち当該サービスの利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して算定しています。

区分		平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	
訪問系	居宅介護	1,022 時間分 55 人分	1,064 時間分 58 人分	1,108 時間分 59 人分	
	重度訪問介護	10 時間分 1 人分	10 時間分 1 人分	10 時間分 1 人分	
	同行援護	128 時間分 7 人分	134 時間分 7 人分	139 時間分 8 人分	
	行動援護	128 時間分 7 人分	134 時間分 7 人分	139 時間分 8 人分	
	重度障害者等包括支援	10 時間分 1 人分	10 時間分 1 人分	10 時間分 1 人分	
日中活動系	生活介護	2,040 人日分 120 人分	2,040 人日分 120 人分	2,040 人日分 120 人分	
	自立訓練（機能訓練*）	18 人日分 2 人分	18 人日分 2 人分	18 人日分 2 人分	
	自立訓練（生活訓練*）	55 人日分 5 人分	55 人日分 5 人分	55 人日分 5 人分	
	就労移行支援	234 人日分 13 人分	252 人日分 14 人分	270 人日分 15 人分	
	就労継続支援（A型）	360 人日分 20 人分	378 人日分 21 人分	396 人日分 22 人分	
	就労継続支援（B型）	1,312 人日分 82 人分	1,376 人日分 86 人分	1,440 人日分 90 人分	
	就労定着支援	1 人分	1 人分	1 人分	
	療養介護	11 人分	11 人分	11 人分	
	短期入所	福祉型	120 人日分 30 人分	120 人日分 30 人分	120 人日分 30 人分
		医療型	3 人日分 1 人分	3 人日分 1 人分	3 人日分 1 人分
居住系	自立生活援助	1 人分	1 人分	1 人分	
	共同生活援助	57 人分	61 人分	75 人分	
	施設入所支援	23 人分	23 人分	24 人分	
障害児通所支援	児童発達支援	155 人日分 51 人分	155 人日分 51 人分	155 人日分 51 人分	
	医療型児童発達支援	5 人日分 1 人分	5 人日分 1 人分	5 人日分 1 人分	
	放課後等デイサービス	440 人日分 55 人分	480 人日分 60 人分	520 人日分 65 人分	
	保育所等訪問支援	2 人日分 1 人分	2 人日分 1 人分	2 人日分 1 人分	

## 第4章 計画内容

※見出しの番号は『逗子市障がい者福祉計画』（平成27(2015)年3月）の施策の柱、施策の項目と対応しています。原則として数表を掲げている項目について掲載しています。  
 ※施策分野(柱)3については、本計画の重点事項となるため、修正後の全文を掲載しています。

### 1 相談支援\*体制の充実

#### (1) 相談支援体制・ネットワークの充実・強化

##### ① 相談支援体制の充実

###### ■相談支援事業 [22 ページ]

このページ標記は、『逗子市障がい者福祉計画』中の対応する記載ページを示しています。また、以下の数表についても同様です。

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
相談支援事業委託数（か所）	3	3	3	3	3
指定特定・一般相談支援事業者	2	3	4	3	5
指定障害児相談支援事業者	1	2	3	2	4

##### ② 基幹相談支援センター\*を中心とする相談支援体制の強化

###### ■基幹相談支援センター [23 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
基幹相談支援センター設置数(か所)	—	1	1	1	1

##### ③ 自立支援会議\*を中心とする支援ネットワークの充実

###### ■自立支援会議 [23 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
全体会議*の開催数（回）	2	2	2	2	2
運営会議の開催数（回）	2	2	2	2	2
定例会議*の開催数（回）	12	12	12	12	12
専門会議*の開催数（延回）	5	5	5	5	5

#### (2) 一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実

##### ② サービス等利用計画\*の作成とそれに基づくケアマネジメント\*の推進

###### ■サービス等利用計画の作成 [25 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
サービス等利用計画作成数（人）	132	48	17	48	3	3	3
障害児支援利用計画作成数（人）	4	20	44	10	25	25	25

##### ③ 多様な相談への対応

〔新規〕

○神奈川県発達障害\*支援センター（かながわA）による養成研修を受けた発達障害者地域支援マネージャーを配置する市内の事業所と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

## 2 共生社会の基盤づくり

### (1) 居住の場の確保

#### ① グループホーム\*の整備促進・入居支援

##### ■グループホームの整備（施設数） [28 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
市内施設数（か所）	4	5	6	6	9
身体障がい	0	0	0	0	0
知的障がい	4	5	6	5	8
精神障がい	0	0	0	1	1

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

##### ■グループホームの家賃等補助金 [28 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
補助対象者（人）	36	37	41	51	77

※市内グループホーム数の増加及び市外グループホーム在住者を見込んでいます。

#### ② 地域生活における居住の支援

##### ■重度障がい者等住宅設備改造費助成事業 [29 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
助成件数（件）	0	2	1	3	3

##### ■ふれあい収集事業（\*高齢者を含む） [29 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
収集件数（世帯）	159	152	150	180	160

### (2) アクセシビリティの向上

#### ① 公共施設等のバリアフリー化

##### ■逗子市公共施設整備バリアフリー懇話会（障がい者の住みよいまちづくり推進事業） [31 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
開催回数（回）	1	3	1	3	3

##### ■音響式・高齢者等感応式信号機の設置 [31 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
新規設置数（か所）	0	0	0	1	1

## ② 移動交通手段の充実

### ■ハンディキャブ運行\*事業（高齢者を含む）〔32 ページ〕

年度（平成）	実績			4期計画見込み
	H26	H27	H28	H29
運行件数（件）	297	208	164	300
医療機関	282	181	149	255
施設関係	8	21	15	30
その他	7	6	0	15
実利用者数（人）	35	23	21	40

※平成30(2018)年度をもって事業終了の予定です。

### ■車いすの貸出し〔32 ページ〕

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
貸出台数（台）	58	59	70	50	60

## ③ 情報アクセシビリティ\*の向上

### ■「声の広報ずし」の制作〔32 ページ〕

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
発行回数（回）	14	14	14	14	14

### ■「点字広報」の制作〔新規〕

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
発行回数（回）	—	—	—	—	14

### ■「議会報」の制作〔33 ページ〕

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
発行回数（回）	4	4	4	4	4

## (3) こころのバリアフリーの促進

### ① 障がいや障がいのある人に対する意識づくり

#### ■理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業〔35 ページ〕

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
実施団体数	4	4	4	4	4

## ② 交流・ふれあい活動の推進

### ■ふれあい作品展 [35 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み
	H26	H27	H28	H29
参加者数（人）	105	128	108	130

※平成30(2018)年度から、障がいのある人の参画によりリニューアルする予定となっています。

## (4) 差別の解消・虐待の防止と権利擁護\*の推進

### ① 障がいを理由とする差別の解消

〔新規〕

○自立支援会議の権利擁護部門で意見聴取を行い、障害者差別解消支援地域連絡会を立ち上げて、実際の事例を挙げての情報共有・意見交換等も含めて運営していきます。

### ③ 権利擁護の推進

#### ■逗子あんしんセンター（高齢者を含む） [38 ページ]

年度（平成）	実績		
	H26	H27	H28
契約件数（件）	46	45	49
金銭管理	44	43	47
財産管理	16	12	13

※本表については、実績のみの掲載とします。

#### ■成年後見制度\*利用支援事業（「市長申立て」の利用） [38 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
利用者数（人）	0	1	0	1	1

## (5) 暮らしの安全と安心

### ① 災害時支援体制の確保

#### ■福祉避難所 [40 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
施設数（か所）	2	2	2	3	3

### 3 障がいのある子どもの支援体制の充実【第1期障がい児福祉計画】

平成28(2016)年6月の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布によって、障がいのある子どものサービスに関する提供体制を計画的に構築していくため、全国の地方自治体が、平成30(2018)年度を初年度とし、計画期間を3年とする「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。本項は、後の「本章5(2) 障害児通所支援の充実」と併せて、本市における当該計画の中核を形成するものとなります。

障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子どもとその保護者などが、地域で安心した生活を送ることができるよう、児童福祉法に規定する児童(0～18歳)を対象とする療育推進事業の、本市における中核的な支援施設として設置したこども発達支援センターを中心に、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもが現在・将来ともにその持てる力を十分に発揮した生活を営めるよう、ライフステージ\*に応じた切れ目のない総合的な支援を行います。

#### 【現状と課題】

近年、身体障がいや知的障がいに加え、高機能自閉症\*や注意欠陥多動性障がい(AD/HD)\*などの発達障がい、または発達に心配のある子どもが顕在化してきました。

こうした子どもたちへの支援には、従来とは異なる新たな考察や手法・体制が求められるようになっており、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子どもとその保護者などが、地域で真に安心して自分らしい生活を営んでいけるよう、支援体制の一層の充実が求められています。

支援につながる過程は、子どもの障がいや特性に対する保護者の気づきや受容の時期に大きく左右され、また、子どもの特性への理解の難しさから育てにくさを訴える家庭も見受けられます。そのため、支援を必要としている子どもの状況を把握し、必要な支援を早期から進めていくことはもとより、保護者が障がいや発達の遅れを理解して受け入れ易くするための配慮に力を入れていく必要があります。

本市の療育は就学前までの乳幼児を対象としてきましたが、子育て相談、療育相談、相談支援事業所など保護者がどこに相談すればよいのか分かりづらいという意見も多く聞かれ、相談・支援の窓口を分かり易くし、また当該業務にあたる専門的知識を有する人材の確保と養成に力を入れ、支援を必要としている子どもや保護者が安心できるようにするとともに、保護者のニーズをよりの確にとらえることができる相談・支援体制を整備することが必要となっていたことから、平成28(2016)年12月にこども発達支援センター(療育教育総合センター内)を開設しました。

センターの開設により、療育相談部門の直営化、利用対象年齢の拡大等、支援体制の充実及び関係機関との連携強化が図られ、さらには療育推進事業の普及啓発にもつながり、相談件数が増加しています。

今後、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう家庭、保育所・幼稚園等とこども発達支援センターとの連携に力を入れるとともに、保育所・幼稚園だけでなく小・中学校、放課後児童クラブ等も含めた支援者への支援に力を入れ、市全体として専門的な支援が可能な人材を育成していくことや、障がいについての地域社会の理解を深めていくことが求められます。

## (1) 「こども発達支援センター」を中心とする療育等の充実

### 【今後の取り組み】

こども発達支援センター（ひなた・くろーばー）を療育推進事業の拠点として、教育部門の教育研究相談センター等と密接に連携しつつ保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支える、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の体制を構築・強化します。

#### ① 障がいの早期発見・対応の充実

- 0歳から18歳までの子どもの発達に関する相談を幅広くワンストップで受け付け、障がいや発達に関する相談に幅広く応じる、相談しやすく、かつ相談内容を解決できる体制をつくるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。
- 母子保健との連携をさらに強化するとともに、保護者が障がいを意識する前の段階からも子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境をつくりまします。

#### ■療育相談〔理学療法・作業療法新規〕〔42ページ〕

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
相談件数（件）	4,333	4,248	5,441	5,500	5,900
心理相談	979	1,154	971	1,500	1,700
言語相談	743	604	749	1,000	1,000
理学療法	407	373	431	—	300
作業療法	—	—	116	—	300
その他	2,204	2,117	3,174	3,000	2,600

#### ② ライフステージに応じた継続的な支援

- 乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障がいや特性による課題への対応などを含め、一貫したサービスの提供を実現します。
- ライフステージや障がい特性に応じて必要な制度や社会資源などの情報提供、講座や勉強会などを行います。
- 保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、就学前後に必要な調整や就学後の支援体制の充実を図るとともに、こども発達支援センターが、療育専門機関としての専門的なスーパーバイズ機能により支援教育をサポートします。
- 障がいのある・なしによって分け隔てられることなく、同じ場で共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムを構築します。
- 18歳以降の進路先への支援の引き継ぎについて、相談支援事業所とともに、子どもと保護者をサポートします。

#### ③ 子育て支援に係る施策との連携

- 子ども・子育て支援制度と連携し、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てできるよう、相談しやすい体制を整備します。



- 子どもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、スーパーバイズ機能や巡回相談により、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする地域の関係機関への支援・連携をさらに充実させることで、市全体として専門的な支援ができる人材育成のサポートを行います。
- 鎌倉保健福祉事務所の協力により行っている、歯科医師による検診と、保護者への歯科衛生士によるブラッシング指導をこども発達支援センターにおいても継続実施していきます。

#### ④ 家族支援の充実

- 一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況に合わせて専門性の高い療育プログラムを提供するとともに、子どもの特性を家族と共有し家庭での養育を支援するなど、より充実した療育体制をつくります。
- 保護者及びきょうだい（兄弟姉妹）を含めた家族への支援、メンタルサポートなど総合的な支援を行います。
- 市民向け勉強会や講座の開催など、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指します。
- 家族のレスパイト\*や子どもの日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業の充実を図ります。（本章5（3）⑧参照）

### （2）多様なサービスが利用できる基盤の整備

#### 【今後の取り組み】

障害児通所支援、障害児相談支援等の各サービス提供事業所の市内への誘致等に努めて、多様なサービスを選んで利用できる環境の整備を図り、障がいのある子どもが地域で安心して生活ができるようライフステージを見通した支援体制を構築・強化します。

#### ① 各種サービス提供体制の整備

- 平成 32(2020)年度末までに、サービス提供事業所による指定の取得を促進するとともに、受け入れ側の保育所等へのこども発達支援センター等による周知に努め、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を図ります。
- 平成 32(2020)年度末までの目標となっている主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスの確保については、市の規模・実情に合わせ、こども発達支援センターがその役割を担います。
- 平成 30(2018)年度末までに、医療的ケア児を支援する関係機関等が連携を図るための課題や事例に応じて、既存の逗子市自立支援会議を協議の場と位置づけ、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置したうえで、必要に応じて協議を行っていきます。

## 4 社会参加の促進

### (1) 雇用・就労の促進

#### ① 総合的な就労支援体制の充実

##### ■就労等支援事業（就労等基盤整備促進事業） [45 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
実施事業所数（か所）	2	0	0	1	1
対象者数（人）	3	0	0	4	4

##### ■就労等支援事業（通所体験事業） [45 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
実施事業所数（か所）	5	7	3	6	7
対象者数（人）	18	15	6	15	18

##### ■就労移行支援 [46 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用量（人日）	129	143	199	197	234	252	270
実利用者数（人）	8	8	11	13	13	14	15

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

##### ■就労継続支援A型・B型 [46 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用量（人日）	1,537	1,604	1,617	1,528	1,672	1,754	1,836
就労継続支援A型	401	330	358	414	360	378	396
就労継続支援B型	1,136	1,274	1,259	1,174	1,312	1,376	1,440
実利用者数（人）	105	96	95	97	102	107	112
就労継続支援A型	21	17	18	23	20	21	22
就労継続支援B型	84	79	77	78	82	86	90

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

##### ■就労支援に関する意見交換会の開催（自立支援会議専門会議の開催等） [46 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
開催回数（回）	2	2	2	2	2

##### ■障害者優先調達推進法\*に基づく調達 [46 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
発注額	868万円	776万円	749万円	750万円	800万円

## ② 雇用の促進

### ■知的障がい者等雇用報償金 [47 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
対象事業所数（か所）	19	22	23	19	※
市内	8	9	9	8	
市外	11	13	14	11	
対象者数（人）	29	34	37	29	
知的障がい者	21	25	28	22	
精神障がい者	8	9	9	7	

※平成 31(2019)年度から、障害者雇用促進法\*における障害者雇用納付金制度に該当する事業所を対象外とする見直しを予定しています。

## (2) 経済的支援の充実

### ① 各種手当の支給

#### ■重度心身障がい者手当・心身障がい児手当の支給 [48 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
支給対象者数（人）	1,460	1,469	1,468	水準維持	※
身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定	942	947	945		
身体障害者手帳3級	217	219	215		
児童（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定）					
精神障害者保健福祉手帳1・2級	43	47	37		
精神障害者保健福祉手帳1級	57	52	55		
精神障害者保健福祉手帳2級	201	204	216		

※平成 31(2019)年度から、対象者・手当額の見直しを予定しています。

#### ■特別障害者手当・障害児福祉手当の支給 [49 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
特別障害者手当（人）	28	25	25	水準維持	
障害児福祉手当（人）	19	25	23		
経過的福祉手当（人）	3	3	3		

## ② 各種医療費の助成等

### ■重度障がい者医療費の助成 [49 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
対象者数（人）	1,100	1,075	1,034	水準維持	※
身体障害者手帳1・2級	945	915	869		
療育手帳A判定	105	110	114		
精神障害保健福祉手帳1級	50	50	51		

※平成32(2020)年度から所得制限の導入を予定しています。

### ■自立支援医療費の給付（精神通院・更生医療・育成医療） [49 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
精神通院（人）	717	732	748	水準維持	
更生医療（人）	18	18	30		
育成医療（人）	3	3	4		

## (3) 地域活動、文化・スポーツ活動等への参加

### ③ 障がい者団体への支援

#### ■心身障がい者（児）福祉団体助成事業 [51 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
対象団体数（件）	4	4	4	4	3

#### ■社会参加活動の支援 [51 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H31
参加者数（人）	23	18	16	30	30

※平成21(2009)年3月に設置した「逗子市障がい者(児)団体等支援基金」による補助のため、平成31(2019)年度で終了の予定です。

## 5 障害福祉サービス等の充実

国は、第4期障害福祉計画（平成27(2015)～29(2017)年度）の策定に際し、入所・入院から地域生活への移行及び福祉的就労\*から一般就労への移行の目標についてそれまで以上に積極的・具体的な指針を示すとともに、それらを「成果目標」とし、サービスごとの見込み量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しており、本計画もこれを踏襲しています。

### (1) 指定障害福祉サービスの充実【第5期障がい福祉計画】

#### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じていつでもサービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅での生活が家族による支援のみに頼ることなく、重度障がいのある人も安心して暮らせるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。

また、障がいのある人が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がいのある人については、介護を受けながら日中を過ごす場所を増やしていくことも必要です。

さらに、地域で生活するために様々な訓練が必要な人のための自立訓練、就労を希望する人が働くことのできる環境を築くための就労移行支援や就労継続支援の充実が必要です。

地域移行の受け皿となるグループホームへの入居ニーズは高く、今後も継続して地域移行の進捗に合わせた計画的な整備が求められます。整備に当たっては、障がい特性への配慮も必要になってきています。

#### ■障害福祉サービスのあらまし

事業名		内容	本章における 関連施策
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	施策5(4)
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	施策2(2)
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	施策2(2)
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護・生活介護等複数のサービスを包括的に行います。	施策5(4)

事業名		内 容	本章における 関連施策
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	施策 5 (4)
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	施策 4 (1)
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	施策 4 (1)
	就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	施策 4 (1)
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	施策 2 (1) 施策 5 (4)
居住系サービス	自立生活援助	一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。	施策 1 (1)、(2)
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	施策 2 (1)
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	施策 2 (1)
地域相談支援	地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人が地域での生活に移行するための活動に関する相談を行います。	施策 1 (1)、(2)
	地域定着支援	居宅において単身で生活する人の常時の連絡体制を確保し、緊急事態における相談を行います。	施策 1 (1)、(2)
計画相談支援		サービス等利用計画の作成、サービスの利用調整などを行います。	施策 1 ほか
補装具*費の支給		身体上の障がい等を補って、必要な身体機能を回復するための補装具の購入費用及び修理費用を助成します。	

## 《今後の取り組み》

必要な時に必要なサービスが利用できるよう、各サービスを確保し、サービス等利用計画に基づき適切に提供していきます。

### ① 障害支援区分\*の判定とケアマネジメントの推進（計画相談支援）

- 障害支援区分等判定審査会を運営し、障害支援区分の判定審査を適切に行います。
- サービス等利用計画の作成と、それに基づく支援の充実を図ります。

■障害支援区分等判定審査会 [57 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
開催回数（回）	12	15	12	12	12

■「サービス等利用計画」の作成（計画相談支援） 【再掲 本章1（2）②】

② 訪問系サービスの充実

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、専門的な対応が重要となっており、市内事業者を中心にサービス提供体制の充実を図ります。

■訪問系サービス（5サービスの合計値） [57 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用量（時間）	1,360	1,009	1,097	1,892	1,298	1,352	1,406
実利用者数計（人）	72	58	67	77	71	74	77

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

③ 日中活動系サービスの充実

○生活介護、自立訓練は、障がいのある人の社会参加、自立、生きがいを支えるサービスとして、自宅以外で「過ごす」場の提供、「訓練する」、「働く」といった活動を支援していきます。事業者と連携して市内におけるサービスの提供体制充実を図るとともに、広域的に対応できる体制の整備に努めます。

○短期入所については、グループホームの充実を進める中でサービスの確保を図り、利用を促進していきます。

○就労移行支援・就労継続支援の充実については、本章施策4（1）のとおりです。

○療養介護については、広域の中でサービスの確保を図ります。

■生活介護、自立訓練、短期入所、療養介護 [58 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用量（人日）	2,482	2,603	2,585	2,272	2,577	2,577	2,577
生活介護	2,031	2,092	2,115	1,850	2,040	2,040	2,040
自立訓練（機能訓練）	9	43	0	18	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	21	60	58	34	55	55	55
短期入所	111	98	102	60	123	123	123
療養介護	310	310	310	310	341	341	341
実利用者数（人）	152	161	166	149	169	169	169
生活介護	118	120	125	120	120	120	120
自立訓練（機能訓練）	1	2	0	2	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	2	5	5	2	5	5	5

短期入所	21	24	26	15	31	31	31
療養介護	10	10	10	10	11	11	11

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

#### ■就労移行支援、就労継続支援A型・B型 【再掲 本章4(1)①】

##### ■就労定着支援〔新規〕

年度（平成）	見込み		
	H30	H31	H32
実利用者数（人）	1	1	1

※見込みは、各年度3月のものです。

##### ■障害福祉サービス事業所等への通所補助 【58 ページ】

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
人件費補助人数（人分）	94	100	110	110	水準維持

※障害福祉サービス事業所等に通所する障がいのある人に交通費の支給を行う事業です。

##### ■民間障がい者福祉施設の運営支援 【58 ページ】

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
人件費補助人数（人分）	6	6	6	6	6

※市内の民間障がい者福祉施設に運営上の支援を行い、通所者の処遇向上、施設経営の健全化等を図る事業です。

#### ④ 居住系サービスの充実

○グループホームの充実については、本章施策2(1)のとおりです。

○施設入所支援については、広域の中でサービスの確保を図ります。

##### ■グループホーム 【58 ページ】

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数計（人）	36	40	42	56	57	61	75

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

##### ■施設入所支援 【59 ページ】

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数計（人）	22	27	25	21	23	23	24

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

##### ■自立生活援助〔新規〕

年度（平成）	見込み		
	H30	H31	H32
実利用者数計（人）	1	1	1

※見込みは、各年度3月のものです。



## ⑤ 地域相談支援

○障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行、定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、自立支援会議、基幹相談支援センター等と連携し、地域移行支援、地域定着支援のサービスの提供体制充実を図ります。

### ■地域移行支援 [59 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数計（人）	0	0	0	1	1	1	1

### ■地域定着支援 [59 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数計（人）	0	0	0	1	1	1	1

## ⑥ 補装具給付事業

○補装具費の支給を継続していきます。

### ■身体障がい者補装具 [59 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
支給件数（件）	106	103	116	122	130

## （２）障害児通所支援の充実【第１期障がい児福祉計画】

### 【現状と課題】

平成 24(2012)年の児童福祉法改正によって、障がいのある子どものための福祉サービスは、通所・入所の利用形態別に児童福祉法上の障害児通所支援と障害児入所支援に再編され、障害児通所支援においては、従来の障害児通所施設・児童デイサービス事業を再編した児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどが新設され、また、平成 28(2016)年の「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の制定によって、そうした障がい児のサービスに関する提供体制の計画的な構築の推進のため、全国の地方自治体により障害児福祉計画を策定することが義務づけられました。

本市では、障害児通所支援や日中一時支援事業についての利用希望者の増加、重度障がいのある子どもの受け入れ体制や発達障がいに対応したサービスの不足などが指摘されていたことなどを踏まえ、平成 28(2016)年 12 月にこども発達支援センターを開設し、その支援体制を整えました。今後とも、サービス提供基盤の整備・充実を図る必要があります。

また、様々な機関等が関わる障がいのある子どもの支援については、関係機関等のネットワークの強化を引き続き推進し、障がいのある子どものライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるよう、一層の体制整備を図っていく必要があります。

### ■障害児通所支援のあらまし

事業名		内 容	本章における 関連施策
障害児 通所 支援	児童発達支援	未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	施策 3 (1)
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。	
	放課後等デイサービス	学齢時の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	施策 3 (1)
	保育所等訪問支援	保育所・学校等を訪問し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。	

### 《今後の取り組み》

相談支援事業所、こども発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所などが連携して、一人ひとりの子どもの成長と保護者の安心を支えています。

#### ① ケアマネジメントの推進（「障害児相談支援」）

○相談支援事業所において、相談にきめ細かく対応しながら「障害児支援利用計画」の作成と、それに基づく支援の充実を図ります。

■サービス等利用計画の作成 【再掲 本章 1 (2) ②】

## ② 児童発達支援の充実

- 個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得、人と関わる力や考える力の育成に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。
- こども発達支援センターと連携し、民間施設における同サービスの提供を促進します。

### ■児童発達支援 [61 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用量（人日）	60	74	164	750	150	150	150
実利用者数（人）	13	8	46	75	50	50	50

※こども発達支援センターの開設による利用の増加を見込んでいます。

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

### ■居宅訪問による児童発達支援 [新規]

年度（平成）	見込み		
	H30	H31	H32
利用量（人日）	5	5	5
実利用者数（人）	1	1	1

※見込みは各年度3月のものです。

### ■医療型児童発達支援 [61 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用量（人日）	0	0	0	5	5	5	5
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

## ③ 放課後等デイサービス等の充実

- 個別支援計画に基づき、人と関わる力や考える力、社会に適應する力、生活能力の向上に向けて集団療育、個別療育、その他必要な支援を行います。
- こども発達支援センターと連携し、民間施設における同サービスの提供を促進します。

### ■放課後等デイサービス [61 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用量（人日）	120	216	324	250	440	480	520
実利用者数（人）	39	28	35	50	55	60	65

※こども発達支援センターの開設による利用の増加を見込んでいます。

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

■保育所等訪問支援 [61 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用量（人日）	0	0	0	2	2	2	2
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1	1

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

### (3) 地域生活支援事業等の充実【第5期障がい福祉計画】

#### 【現状と課題】

障害者総合支援法により、障がいのある人への支援は、制度によるサービスを利用しながら総合的に実施していく方針が明確になりました。地域生活支援事業は、法定給付である指定障害福祉サービス及び障害児通所支援等の効果的な利用を進めるため、また、指定障害福祉サービスだけでは満たしきれないニーズや地域課題に応じていくための重要な事業として、市町村ごとに充実させていくことが求められています。

また、障害者総合支援法の施行により、障がいのある人への理解を深めるための研修や情報提供、障がいのある人の意思疎通の支援に携わる人を養成する事業等も地域生活支援事業の対象になりました。

本市では、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター\*、訪問入浴サービス、日中一時支援の事業などを実施してきたことに加え、制度の変化に対応して、障がいへの理解の促進、自発的活動の支援、支援人材の育成などを地域生活支援事業に新たに組み入れ、各事業の充実を進めています。

アンケートや団体インタビューなどを通じて、通院や入浴の支援など、ニーズに即したよりきめ細かい支援や、手話通訳者等の広域的な対応などが求められていること、高齢化等に伴い自動車関係の助成制度に対するニーズは減少しており、代わってバスやタクシーなどを利用しやすくしてほしいといったニーズが多いことが分かりました。

障がいのある人の社会参加が進む一方で、介助・支援する家族の高齢化も進んでおり、移動支援、意思疎通支援のニーズは、今後ますます増大することが予想され、支援人材とサービス量の確保が課題となってきています。今後、地域生活支援事業を充実させていくとともに、地域住民同士の支え合いなどと連携させ、より有効な支援のあり方について検討を続けていくことも必要です。

#### ■地域生活支援事業のあらまし（「任意事業」については、逗子市が実施しているものを掲載。）

事業名		内 容	本章における 関連施策
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいや障がいのある人への理解を促進するための研修や啓発を行うことにより、共生社会の実現を図ります。	施策 2 (3)
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族を含む地域によるボランティア活動等の自発的な取り組みへの支援を行うことにより、共生社会の実現を図ります。	施策 2 (3)
	相談支援事業	地域生活に関する様々な相談に応じます(基幹相談支援センターの設置、住宅入居等に関する支援、権利擁護のために必要な援助等を含む)。	施策 1 (1)
	成年後見制度利用支援事業	「成年後見制度」の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。	施策 2 (4)
	意思疎通支援事業	聴覚・音声機能、言語機能などの障がいのある人に、手話通訳者・要約筆記*者の派遣等を行います。併せて手話奉仕員養成講習会・要約筆記者養成講座等により支援人材を育成します。	施策 2 (2) 施策 5 (5)

事業名		内 容	本章における 関連施策
必須事業	移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。	施策 2 (2)
	地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、社会との交流促進などの機会を提供します。	施策 4 (1)
任意事業	日中一時支援事業	介助する家族のレスパイトや就労支援等を目的に、障がいのある人に日中活動の場を提供する一時利用サービスです。	施策 5 (4)
	訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の地域生活を支援するために提供する訪問入浴サービスです。	施策 5 (4)
	日常生活用具給付事業	在宅の重度の障がいのある人などに、日常生活がより円滑に行われるための用具の購入費用等を助成します。	施策 2 (1)
	身体障がい者自動車改造費等助成事業	身体障がいのある人の社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得や改造に要する費用の一部助成を行います。	施策 2 (2)
	点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な視覚障がい者に、音声訳・点訳にて情報提供を行います。	施策 2 (2)

## 《今後の取り組み》

障がいのある人が地域の中で安心して自分らしく生活していくために必要な支援を、事業者・市民とともに育み、充実させていきます。

- ① 理解促進研修・啓発事業 (再掲 本章 2 (3) ①～③)
- ② 自発的活動支援事業 (再掲 本章 2 (3) ①～③)
- ③ 相談支援事業 (再掲 本章 1 (1) ①～④)
- ④ 成年後見制度利用支援事業 (再掲 本章 2 (4) ③)
- ⑤ 意思疎通支援事業 (再掲 本章 2 (2) ③)

○手話通訳者・要約筆記者の設置・派遣を行い、聴覚障がいのある人のコミュニケーション（意思疎通）を支援します。

○手話奉仕員養成講習会、要約筆記者養成講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

■手話通訳の派遣 [64 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
設置手話通訳者（人）	2	2	2	2	2	2	2
利用量（件）	327	295	247	340	270	270	270
実利用者数（人）	29	35	27	32	30	30	30

■要約筆記者の派遣 [64 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用量（件）	97	107	92	104	100	110	120
実利用者数（人）	4	4	2	5	5	5	5

■手話奉仕員養成講習会（葉山町と共催） [64 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
手話奉仕員養成講習会基礎課程講座〔全22回〕（人）	29	25	31	25	30
手話奉仕員養成講習会上級課程講座〔全22回〕（人）	13	15	16	25	25
手話奉仕員養成講習会フォローアップ講座〔全8回〕（人）	10	8	8	10	10

■要約筆記者養成講座 [64 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み
	H26	H27	H28	H29	H32
要約筆記講習会〔全8回〕（人）	4	4	6	10	10
要約筆記者現任研修（手書き）（人）	14	14	17	10	10
要約筆記者現任研修（PC）（人）	9	12	16	10	10

⑥ 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な人に、外出のための支援を行います。
- 障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支える重要なサービスとして、支援人材、サービス量の確保など、今後も支援を継続していきます。

■移動支援事業 [65 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施か所数（か所）	33	35	36	32	37	38	39
利用量（時間）	1,561	1,719	2,019	2,230	2,210	2,405	2,600
実利用者数（人）	195	144	148	144	170	185	200

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

## ⑦ 地域活動支援センター事業

○障がいのある人が創作的活動や生産活動を行いながら、自己実現を図り、地域との関わりを持つ場として重要な位置づけにあり、今後も充実させていけるよう支援します。

### ■地域活動支援センター [65 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3	3	3
利用者数（人）	61	48	45	60	60	60	60

## ⑧ 日中一時支援事業

○障がいのある人の日中活動の場の確保、介助する家族のレスパイトや就労支援のため、一層の拡充を図ります。

○夏休み等の長期休暇や介助者の急病時における緊急的な利用などに対応できるような体制を充実させていきます。

### ■日中一時支援事業 [65 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施か所数（か所）	6	6	6	6	7	7	7
実利用者数（人）	24	21	20	28	28	28	28

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

## ⑨ 訪問入浴サービス事業

○重度の身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、訪問入浴サービスの提供を継続していきます。

### ■訪問入浴サービス [66 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数（人）	5	5	5	6	5	5	5

※実績及び見込みは、各年度3月のものです。

## ⑩ 日常生活用具給付事業

○日常生活用具、ストマ用装具の購入費助成などを継続していきます。

### ■日常生活用具の給付 [66 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用件数（件）	266	275	268	323	300	300	300



■ストマ用装具購入費の助成 [66 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
利用者数（人）	109	107	108	156	110	※	

※平成 31 (2019)年度から、制度の見直しを予定しています。

⑪ 身体障がい者自動車改造費等助成事業

○自動車運転免許の取得や改造に要する費用の助成を継続していきます。

■運転免許取得・改造費の助成 [66 ページ]

年度（平成）	実績			4期計画見込み	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
運転免許取得支援	0	0	0	1	1	1	1
自動車改造支援	0	0	0	1	1	1	1

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進

本計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

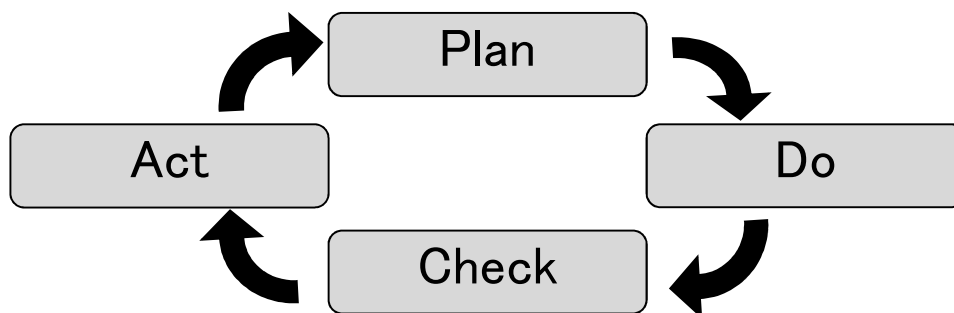
また、障がいのある人に関わる施策の分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐に渡っているため、市障がい福祉課が中心となり、庁内・庁外関係各部門との連携を図りながら計画を推進することが必要になります。

計画の実施に当たっては、逗子市自立支援会議、逗子市基幹相談支援センター、障がいのある人やその家族、障がい者団体、サービス事業所、市社会福祉協議会等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町や横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携を図りながら、十分なサービスの提供に努めます。また、施策分野については、就労をはじめとして国や県の制度に関わるものも多いことから、国、県の関係各機関との連携も図っていきます。

## 2 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

本計画の進行管理に当たっては、障がい者福祉計画策定等検討会において障がいのある人やその家族、事業者の視点からの意見聴取を行い、それを踏まえて計画の進捗や効果を定期的に点検、評価していきます。

また、計画内容は、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直しをしていきます。計画期間中は各年度において、平成32(2020)年度における数値目標(成果目標)の進捗状況のほか、施策の実施状況、サービス見込み量(活動指標)などについて聴取した意見を基に点検、評価したうえで、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直し等を含めて検討し、施策の充実に努めていきます。

## 〔付属資料〕

《用語の解説》以下で解説している語については、原則、本文初出時に文字の右上に「\*」印が付いています。

### 【あ行】

#### アクセシビリティ

施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

#### 医療的ケア児

病院等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

### 【か行】

#### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、全障がいに関する相談支援事業従事者の人材育成を中心に、事例検討、困難ケースへの対応等、相談支援事業に関する総合的な事業を行う施設。

#### 機能訓練

身体障がいのある人または難病等のある人に、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等、必要な支援を行うサービス。

#### グループホーム

障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等による相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら地域で共同生活を営む住居。

#### ケアマネジメント

障がいのある人（子どもを含む）とその家族の地域生活を支援するために、その意向を踏まえて、必要なニーズに対して生活の目標を明らかにし、地域社会にある資源を活用しながら総合的かつ効率的に生活の支援を行う技術方法の一つ。

#### 権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権の侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

#### 高機能自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである「自閉症」のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。「世界保健機関（WHO）」の診断基準である「ICD-10」（「国際疾病分類」第10版）での呼称であり、アメリカ精神医学会の診断基準である「DSM-5」（「精神疾患の診断・統計マニュアル」第5版）では、早期幼児自閉症、非定型自閉症、アスペルガー症候群等とともに「自閉症スペクトラム障害」の名称のもとに統合されています。

#### こころのバリアフリー

障がいや障がいのある人等への差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくすこと。

## 【さ行】

### サービス等利用計画

障害福祉サービスの支給決定を受ける人が、地域で生活するときに必要となるさまざまなサービス等を上手に活用するために、その人のニーズ、心身の状況、置かれている環境などを考慮し、ケアマネジメントによりその人に合った適切な支援が行われるように作る計画。

計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

### 重症心身障害(がい)

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複する場合に限って使われる名称。

### 障害支援区分

障がいのある人等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、平成 26 年 4 月の障害者総合支援法の改正に伴い、それまでの「障害程度区分」から変更されました。

### 障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律（平成 5 年施行）。

### 障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用の促進等について定めている法律（昭和 35 年施行）。

### 障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がいの有無にかかわらず、国民が相互に尊重され安心して暮らせる社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実や対象者の拡大などが定められました。（平成 18 年施行。）

平成 25 年に法律の理念、目的等の改正に伴い、「障害者自立支援法」から変更されました。

### 障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進することを定めた法律（平成 25 年施行）。

### 情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる度合いのこと。

### 自立支援会議

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者、関係団体及び福祉、医療、教育、雇用等の関係者の参加により市町村、都道府県が設置・運営するもの。障害者総合支援法第 89 条の 3 で規定する「協議会」のことであり、本市では「逗子市自立支援会議」という名称である。「横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会」は県によって設置されています。

## 生活訓練

知的・精神障がいのある人に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等必要な支援を行うサービス。通所による事業と宿泊による事業とに分類されます。

## 成年後見制度

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートします。

## 全体会議

関係機関のネットワーク構築のために情報共有・意見交換を行う自立支援会議の中心的な会議。

## 専門会議

個別の課題内容に関して意見交換を行う自立支援会議の専門的な会議。

## 相談支援

障がいのある人や介助者（介護者）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、指定障害福祉サービスの利用支援等を行う一般的な相談支援のほかに、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援のことをいいます。

基本相談支援とは、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人や子ども、その保護者・介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整や法令で定める便宜を総合的に供与することをいいます。地域相談支援とは、地域移行支援及び地域定着支援を指し、計画相談支援とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のことです。

## 【た行】

### 地域移行

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることに。

### 地域活動支援センター

障がいのある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行い、自立した生活を支援する施設。専門的な職員による相談支援や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、障がいに対する理解促進啓発事業を実施する「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、地域の障がい者団体が実施する通所によるサービスを行う「Ⅲ型」の3種類の類型があります。

### 地域生活支援事業

指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて、障がいのある人が自立して生活できるよう、地域の特性や本人の状況に応じて市町村、都道府県が行う柔軟な形態による効果的・効率的な事業。「必須事業」と「任意事業」に分かれます。

### 地域包括ケア

住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。

## **注意欠陥多動性障害(がい) (AD/HD)**

「Attention Deficit Hyperactivity Disorder」の略で、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の欠如、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業に支障をきたすものをいいます。「外からの刺激に振られやすい」(不注意)、「落ち着きなく、衝動的に反応する」(多動性/衝動性)などを特徴とする発達障がいのタイプの一つ。

通常は、学童期までに特徴が見られ、早期からの対処が必要とされます。

アメリカ精神医学会の最新の診断基準である「DSM-5」(「精神疾患の診断・統計マニュアル」第5版)での訳語については、「注意欠如・多動性障害」(日本精神神経学会)、「注意欠如・多動症」(小児精神神経学会、日本児童青年精神医学会)といった翻訳案が示されています。

## **定例会議**

相談支援事業所間の情報共有、事例の総合的な把握及び具体的な支援策を検討する自立支援会議中の会議。

## **【な行】**

### **内部障害(がい)**

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能の障がい、もしくはヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能の障がいを言います。

### **ニーズ**

生活場面で生じてくる様々な必要性、要求のこと。

### **ネットワーク**

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味します。

### **ノーマライゼーション**

障がいのある人を特別視せずに、施設の中で生活するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそが当たり前(ノーマル)である、という考え方。

## **【は行】**

### **発達障害(がい)**

発達障がいの定義については、発達障害者支援法第2条によると、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

### **バリアフリー**

社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア=Barrier)となるものを除去(フリー=Free)する、という意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

## ハンディキャブ運行

公共機関での手続き、福祉施設への入退所や一時帰宅のとき、医療機関への入退院及び通院、親族等の冠婚葬祭など社会生活に必要な場合に、車いす及びストレッチャーのまま乗り降りできるリフト付き特殊車両による送迎サービス。（原則として介助者の付き添いを必要とします。）

## 福祉的就労

就労移行支援、就労継続支援A型・B型、地域活動支援センターで支援を受けながら行われる就労のこと。

## 補装具

身体機能の障がいによる困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いすなどがこれに含まれます。

## 【や行】

### 要約筆記

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝達する方法。話の内容を書き取りスクリーンに投影する方法や、パソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影する方法が用いられます。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した者が行います。

## 【ら行】

### ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言います。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区別されます。誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となるできごとがあり、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられます。

### 療育

障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人と関わる力や考える力、社会に適応する力、生活能力の向上に向けて集団や個別、その他必要な支援を行うこと。

### レスパイト

障がいのある人などを在宅で介助・支援している家族の肉体的・精神的負担を減らす事を目的に、一時的に介護・支援を代替し、疲労の回復を図ってもらうために家族を支援すること。



# 《逗子市障がい者福祉計画策定等検討会運営要綱》

平成23年4月1日

逗子市要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による逗子市障がい者福祉計画並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定による逗子市障がい児福祉計画の策定及び進行管理について、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に逗子市障がい者福祉計画策定等検討会（以下「検討会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

## (メンバー)

第2条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい当事者及びその関係者で構成される団体の推薦を受けた者
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

## (アドバイザー)

第3条 市長は、検討会の開催に当たり、障がい福祉について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

## (協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (庶務)

第5条 検討会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 《逗子市障がい者福祉計画策定等検討会メンバー名簿》

氏名	所属団体等	備考
川島 由美子	公募市民	
牛尾 幸子	公募市民	
杉浦 忠	公募市民	
大石 忠	逗子市身体障害者福祉協会会長	
中野 由美子	逗子市手をつなぐ育成会	
齋木 正巳	逗葉ろうあ協会会長	
佐藤 哲夫	地域活動支援センター ワークショップ リプル	
堀尾 美幸	社会福祉法人 湘南の凧	
木本 幸子	相談事業所 カモミール 相談支援員	
曾志 光子	逗子市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会 部会長	
伊藤 伊豆男	逗子市社会福祉協議会 常務理事	
中丸 由美子	鎌倉保健福祉事務所 保健予防課長	
高橋 佳代	逗子市教育部子育て支援課長	
雲林 隆継	逗子市教育部療育教育総合センター こども発達支援センター長	
河原林 薫	逗子市教育部療育教育総合センター 教育研究相談センター所長	
石渡 和実	東洋英和女学院大学 教授	※アドバイザー

## 第5期逗子市障がい福祉計画・第1期逗子市障がい児福祉計画

---

発行年月	平成30年3月
編集・発行	逗子市 福祉部 障がい福祉課 〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16
電話番号	046-873-1111(代表)
FAX	046-873-4520 046-872-8294(聴覚障がい者専用)
市ホームページ	<a href="http://www.city.zushi.kanagawa.jp">http://www.city.zushi.kanagawa.jp</a>